

＊北海道公報

目次

ページ

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

規則

○北海道中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則

(農業経済課) 一四七

訓令

○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課) 一四八

告示

○北海道公債の償還(市場公募債)

(財政課) 一四九

○平成十三年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定(総合企画部所管分 その三)

(総合企画部総務課) 一四九

○特定非営利活動法人設立の認証の申請

(生活振興課) 一五三

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

(生活振興課) 一五三

○大規模小売店舗立地法第五条第一項(新設)の届出

(地域産業課) 一五四

○国土調査の成果の認証

(農地調整課) 一五四

○土地改良区の定款の変更の認可

(土地改良指導課) 一五五

○土地改良事業計画の変更申請の適否の決定

(土地改良指導課) 一五五

○道営土地改良事業計画の決定

(土地改良指導課) 一五五

○道営土地改良事業変更計画の決定

(土地改良指導課) 一五五

○土地改良事業の計画変更の同意

(土地改良指導課) 一五五

○知事権限に係る保安林の指定の予定

(治山課) 一五六

○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定

(治山課) 一五六

○知事権限に係る保安林の指定の解除

(治山課) 一五六

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定

(治山課) 一五六

○公共測量の実施の通知(二件)

(建設部総務課) 一五六

○公共測量の終了の通知(三件)

(建設部総務課) 一五六

○土地収用法による事業の認定

(建設部総務課) 一五七

○豪雪地帯対策特別措置法による市町村道の代行工事の開始

(建設部総務課) 一五七

○道路の区域の変更

(道路計画課) 一五七

○公有水面の埋立ての承認

(道路整備課) 一五八

○市町村の決定に係る都市計画に関する図書の写しの縦覧

(砂防災害課) 一五八
(都市計画課) 一五九

○市町村の決定に係る都市計画の変更に関する図書の写しの縦覧

(都市計画課) 一五九

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了

(都市環境課) 一五九

支庁告示

○平成十三年度種馬鈴しよ集荷販売業者の登録

一五九

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了

一六〇

道教育庁空知教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示

一六〇

道教育庁上川教育局告示

○特定調達契約(物品の購入)に係る入札の公告(二件)

一六〇

根室海区漁業調整委員会告示

○風蓮湖におけるニシン採捕の制限

一六三

公布された規則のあらまし

北海道中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則(規則第九十七号)

一 趣旨及び内容

中山間地域活性化資金について、貸付対象者ことに定めていた貸付利率及び利子補給率を償還期間及び貸付対象者ことに定めるとともに、貸付利率及び利子補給率を改定することとするため、この規則を制定することとした。

二 施行期日等

この規則は、公布の日から施行し、平成十三年五月十八日以後の利子補給承認から適用することとした。

規則

北海道中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年八月三十一日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第九十七号

北海道中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道中山間地域活性化資金利子補給規則(平成三年北海道規則第百二号)の一部を次のように改正する。

別表(備考以外の部分に限る。)を次のように改める。

別表(第二条、第四条関係)

平成十三年八月三十一日 金 曜 日

間 期 還 償		貸 付 対 象 者	貸 付 利 率	利 子 補 給 率
内 以 年 一 十	大 業			
	等 業 企 小 中			
内 以 年 一 十	大 業	年一・九五パーセント以内	年〇・九パーセント	年〇・〇五パーセント
	等 業 企 小 中	貸付金のうち二億七千万円までの部分 貸付金のうち二億七千万円を超える部分	年一・四五パーセント以内 年一・七パーセント以内	年一・四パーセント 年〇・五五パーセント
内 以 年 一 十	大 業	年一・〇パーセント以内	年〇・八五パーセント	年〇・五パーセント
	等 業 企 小 中	貸付金のうち二億七千万円までの部分 貸付金のうち二億七千万円を超える部分	年一・五パーセント以内 年一・七五パーセント以内	年一・三五パーセント 年〇・二五パーセント
内 以 年 四 十 八 超 を 年 三 十	大 業	年二・一パーセント以内	年〇・七五パーセント	年〇・四パーセント
	等 業 企 小 中	貸付金のうち二億七千万円までの部分 貸付金のうち二億七千万円を超える部分	年一・六パーセント以内 年一・八五パーセント以内	年一・二五パーセント 年〇・一五パーセント
内 以 年 五 十 八 超 を 年 四 十	大 業	年二・二パーセント以内	年〇・六五パーセント	年〇・三パーセント
	等 業 企 小 中	貸付金のうち二億七千万円までの部分 貸付金のうち二億七千万円を超える部分	年一・七パーセント以内 年一・九五パーセント以内	年一・一五パーセント 年〇・〇五パーセント

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道中山間地域活性化資金利子補給規則の規定は、平成十三年五月十八日以後に利子補給についての知事の承認を受けた中山間地域活性化資金について適用する。

訓 令

北海道訓令第15号

本 出 先 機 関

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成13年8月31日

北海道知事 堀 達 也

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令

北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項中第15項を第16項とし、第8項から第14項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）の施行に関する事務

(1) 第8条の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関し届出を受理すること。

(2) 第9条の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況を公表すること。

(3) 第12条第2項の規定に基づき、事業者の地位の承継の届出を受理すること。

(4) 第14条の規定に基づき、事業者に対し、必要な指導及び助言をすること。

(5) 第16条第1項の規定に基づき、事業者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分等必要な措置を講ずるべきことを命ずること。

(6) 第17条の規定に基づき、事業者等に対し、必要な報告を求めること。

(7) 第18条第1項の規定に基づき、職員に、事業者等の事務所等に立ち入り、検査をさせ、又はポリ塩化ビフェニル廃棄物を無償で収去させること。

(8) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成13年環境省令第23号）第5条の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業場に係る変更届出を受理すること。

附 則

この訓令は、平成13年8月31日から施行する。

支 払 場 所			現 物 債 は 券 面 記 載 の 支 払 場 所、 登 録 債 は 指 定 支 払 場 所		
2 支 払 場 所			平 成 1 3 年 9 月 2 5 日		
3 償 還 期 日			平 成 1 3 年 8 月 3 1 日		
北海道告示第1470号					
北海道が平成13年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。					
平成13年8月31日					
北海道知事 堀 達 也					
北海道告示第1469号					
北海道公債の平成13年9月25日定時償還に係る抽せんの結果、元金を次のとおり償還する。					
平成13年8月31日					
北海道知事 堀 達 也					
1 当せんした証書の番号等					
銘	柄	償 還 金 額	当 せん した 証 書 の 番 号 等		
北海道公債平成3年度 第2回		4億5,000万円	1 万 円 券 10 万 円 券 100 万 円 券		
			701 ～ 720 631 ～ 648 5181 ～ 5328		
			1061 ～ 1080 955 ～ 972 7845 ～ 7992		
			1101 ～ 1120 991 ～ 1008 8141 ～ 8288		

(総合企画部所管分 その3)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘 要
1 地域政策事業（一般事業） 地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組まれる各種のハード事業やソフト事業に対し、地域自らが選択し、決定する地域完結型の活性化策の促進を図るため、支庁が配当された予算の範囲内で補助する。	市町村 一部事務組合 広域連合 支庁長が適当と認める団体（ソフト系事業分に限る。）	別記1に掲げる事業に要する経費	2分の1以内	共通第2号様式 共通第6号様式 （設備整備の事業の場合に限る。） 共通第7号様式 （不動産取得の事業の場合に限る。） 共通第8号様式 （施設整備の事業の場合に限る。） 共通第9号様式 （その他の整備事業の場合に限る。） 共通第14号様式 共通第18号様式	共通第2号様式 共通第6号様式 （設備整備の事業の場合に限る。） 共通第7号様式 （不動産取得の事業の場合に限る。） 共通第8号様式 （施設整備の事業の場合に限る。） 共通第9号様式 （その他の整備事業の場合に限る。） 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1 部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	この補助金は、単独事業に係る市町村負担（地方債が充当される場合は、地方債を充当した後の市町村負担）を軽減するために交付するものである。

			共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	
		2分の1以内	共通第2号様式 (大会等の開催事業の場合にあっては共通第3号様式) 共通第6号様式 (設備整備事業の場合に限る。) 共通第7号様式 (既存建物の買収事業の場合に限る。) 共通第8号様式 (施設整備事業の場合に限る。)	共通第2号様式 (大会等の開催事業の場合にあっては共通第3号様式) 共通第6号様式 (設備整備事業の場合に限る。) 共通第7号様式 (既存建物の買収事業の場合に限る。) 共通第8号様式 (施設整備事業の場合に限る。)
2 地域政策事業 (福祉振興・介護保険基盤整備事業) 市町村における地域の実情や住民のニーズに対応して、福祉のまちづくりの促進、在宅の高齢者・障害者(児)の社会参加や自立支援、子どもの健全育成促進、高齢者等の冬の生活支援及び介護保険制度下における介護サービス基盤の整備に関する福祉施策の推進を奨励するため、支庁が配当された予算の範囲内で補助する。	市町村 (札幌市、旭川市を除く。) 一部事務組合 広域連合	次に掲げる事業に要する経費 1 痴呆性高齢者グループホーム整備事業 2 ヘルパーステーション整備事業 3 デイサービスセンター等整備事業 4 介護保険サービス車両購入事業 5 生きがい対応型デイサービスセンター整備事業 6 デイホーム (宅老所) 整備事業 7 配食サービスステーション整備事業 8 高齢者グループホーム整備事業 9 高齢者支援住宅 (老人下宿) 整備事業 10 福祉環境整備促進事業 11 ふれあい愛デー推進事業 12 高齢者・障害者作業所等設備整備事業 13 高齢者作業所運営事業 14 福祉の家設置事業 15 高齢者・障害者社会参加生きがい促進整備事業 16 福祉バス購入事業 17 車両乗降リフト整備事業 18 盲導犬取得費補助事業 19 障害者等共同利用機器購入事業 20 障害者グループホーム整備事業 21 高齢者グループホーム運営事業 22 障害者介護療育等設備整備事業 23 在宅福祉サービス設備整備事業 24 在宅福祉サービス車両購入事業 25 福祉用具活用促進事業 26 自助具給付事業 27 緊急通報器具整備事業 28 重度障害者タクシー料金補助事業	共通第2号様式 (大会等の開催事業の場合にあっては共通第3号様式) 共通第6号様式 (設備整備事業の場合に限る。) 共通第7号様式 (既存建物の買収事業の場合に限る。) 共通第8号様式 (施設整備事業の場合に限る。)	共通第2号様式 (大会等の開催事業の場合にあっては共通第3号様式) 共通第6号様式 (設備整備事業の場合に限る。) 共通第7号様式 (既存建物の買収事業の場合に限る。) 共通第8号様式 (施設整備事業の場合に限る。)

	29 自動車運転免許取得費補助事業 30 福祉の店設置促進事業 31 障害者デイサービスセンター整備促進事業 32 知的障害者ホームステイ促進事業 33 在宅介護支援センターまちかど相談所設置事業 34 健全育成促進設備整備事業 35 移動児童館車両購入事業 36 民間保育施設支援事業 37 除雪ロータリー等購入事業 38 地域生活支援事業 39 地域活動支援事業				
--	---	--	--	--	--

別記1

1 ハード系事業分

対 象 支 庁	補 助 対 象 経 費
石狩支庁、渡島支庁、空知支庁及び上川支庁を除く支庁	1 社会福祉事業 2 教育文化振興事業 3 生活環境整備事業 4 スポーツ施設整備事業 5 観光レクリエーション振興事業 6 産業振興施設整備事業 7 港湾利用促進施設整備事業 8 地域振興上特に必要と認められる事業
石狩支庁	1 社会福祉事業 2 教育文化振興事業 3 生活環境整備事業 4 スポーツ施設整備事業 5 観光レクリエーション振興事業 6 産業振興施設整備事業 7 地域振興上特に必要と認められる事業
渡島支庁	1 社会福祉事業 2 教育文化振興事業 3 生活環境整備事業 4 スポーツ施設整備事業

	5 観光レクリエーション振興事業 6 産業振興施設整備事業 7 港湾利用促進施設整備事業 8 新エネルギー等開発利用事業
空知支庁	1 社会福祉事業 2 教育文化振興事業 3 生活環境整備事業 4 スポーツ施設整備事業 5 観光レクリエーション振興事業 6 産業振興施設整備事業 7 地域振興上特に必要と認められる事業
上川支庁	1 社会福祉事業 2 教育文化振興事業 3 生活環境整備事業 4 スポーツ施設整備事業 5 観光レクリエーション振興事業 6 産業振興施設整備事業 7 地域振興上特に必要と認められる事業

2 ソフト系事業分				
対 象 支 庁	補 助 対 象 経 費			

後志支庁、空知支庁、留萌支庁、宗谷支庁、日高支庁、釧路支庁及び根室支庁		1 地域福祉推進事業 2 地域文化育成事業 3 地域情報化推進事業 4 地域国際化推進事業 5 地域景観形成事業 6 地域環境保全・創造事業 7 地域間交流・連携事業 8 移住促進事業 9 地域特産品奨励事業 10 農林水産業の振興に関する事業 11 商工観光業の振興に関する事業 12 市町村広域行政・合併に関する事業
石狩支庁		1 地域福祉推進に関する事業 2 地域文化育成に関する事業 3 地域情報化の推進に関する事業 4 地域国際化の推進に関する事業 5 地域景観の形成に関する事業 6 地域環境保全・創造に関する事業 7 地域間交流・連携に関する事業 8 移住促進に関する事業 9 地域特産品奨励に関する事業 10 地域スポーツに関する事業 11 農林水産業の振興に関する事業 12 商工観光業の振興に関する事業 13 市町村広域行政・合併又は地方分権等に関する事業
渡島支庁		1 地域福祉推進事業 2 地域文化・スポーツ育成事業 3 地域情報化推進事業 4 地域国際化推進事業 5 地域景観形成事業 6 地域環境保全・創造事業 7 地域間交流・連携事業 8 移住・定住促進事業 9 地域特産品奨励事業 10 農林水産業の振興に関する事業 11 商工観光業の振興に関する事業

檜山支庁	12 市町村広域行政・合併に関する事業 1 地域福祉推進事業 2 地域文化育成事業 3 地域情報化推進事業 4 地域国際化推進事業 5 地域景観形成事業 6 地域環境保全・創造事業 7 地域間交流・連携事業 8 移住促進事業 9 地域特産品奨励事業 10 農林水産業の振興に関する事業 11 商工業及び観光の振興に関する事業 12 市町村広域行政・合併に関する事業
上川支庁	1 地域福祉推進事業 2 地域文化・スポーツ育成事業 3 地域情報化推進事業 4 地域国際化推進事業 5 地域景観形成事業 6 地域環境保全・創造事業 7 地域間交流・連携事業 8 移住促進事業 9 地域特産品奨励事業 10 農林水産業の振興に関する事業 11 商工観光業の振興に関する事業 12 市町村広域行政・合併に関する事業
網走支庁	1 地域福祉推進事業 2 地域間交流・連携事業 3 地域人材・文化育成事業 4 地域情報化推進事業 5 地域国際化推進事業 6 地域景観形成・地域環境保全事業 7 移住・定住促進事業 8 農林水産業の振興に関する事業 9 商工観光業の振興に関する事業 10 地域特産品奨励事業 11 市町村広域行政・合併に関する事業

胆振支庁	1 地域福祉推進事業 2 地域文化育成事業 3 地域情報化推進事業 4 地域国際化推進事業 5 地域景観形成事業 6 地域環境保全・創造事業 7 地域間交流・連携事業 8 移住促進事業 9 地域特産品奨励事業 10 農林水産業の振興に関する事業 11 商工観光業の振興に関する事業 12 地域の防災に関する事業 13 市町村広域行政・合併に関する事業
十勝支庁	1 地域福祉推進事業 2 地域文化・スポーツ育成事業 3 地域情報化推進事業 4 地域国際化推進事業 5 地域景観形成事業 6 地域環境保全・創造事業 7 地域間交流・連携事業 8 移住・定住促進事業 9 地域特産品奨励事業 10 農林水産業の振興に関する事業 11 商工業の振興に関する事業 12 観光業の振興に関する事業 13 中心市街地の活性化に資する事業 14 市町村広域行政・合併に関する事業

北海道告示第1471号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成13年8月31日

- 1(1) 申請のあった年月日
- 平成13年8月3日
- 北海道知事 堀 達 也
- (2) 特定非営利活動法人の名称
- ナシヨナルトラストチコロナイ
- (3) 代表者の氏名
- 貝澤 耕一

- (4) 主たる事務所の所在地
- (5) 定款に記載された目的

沙流郡平取町字二風谷31番地3
この法人は、アイヌ民族がかつてその恵みを受けて暮らしていた自然林を再生、保全し、それを後生に引き継ぐことにより、自然と人間の関わり、アイヌ文化を学ぶと共に、環境の保全を図ることを目的とする。

- 2(1) 申請のあった年月日
- 平成13年8月6日
- (2) 特定非営利活動法人の名称
- ベにばら
- (3) 代表者の氏名
- 米坂 京子
- (4) 主たる事務所の所在地
- 雨竜郡秩父別町1542番地の33
- (5) 定款に記載された目的

この法人は主として高齢者福祉並びに地域社会に貢献することを踏まえ、痴呆性老人に対する介護サービスに関する事業を行うことを目的とする。

- 3(1) 申請のあった年月日
- 平成13年8月13日
- (2) 特定非営利活動法人の名称
- 桃壽福祉会
- (3) 代表者の氏名
- 江上 壽幸
- (4) 主たる事務所の所在地
- (5) 定款に記載された目的

札幌市厚別区厚別西2条1丁目10番23号
この法人は、幼児から老人まですべての人が、互助の精神に基づき幸せで快適且つ安全に、生活が保障されるよう、保育所、託児所及びフリースクールの運営などの社会教育の推進や子どもの健全教育を図る活動並びに高齢者向け介護サービス事業など保健、医療または福祉の増進を図る活動や、まちづくりの推進を図る活動を行うことにより、健全な地域社会の発展に寄与することを目的とする。

北海道告示第1472号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり定款の変更（事業の種類に関する変更）の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

平成13年8月31日

- 1 申請のあった年月日
- 平成13年8月14日
- 北海道知事 堀 達 也
- 2 特定非営利活動法人の名称
- 日本有機農産物研究会

- 3 代 表 者 の 氏 名 勝 俣 克 廣
- 4 主 たる 事 務 所 の 所 在 地 北海道千歳市東丘1201番地
- 5 定 款 に 記 載 さ れ た 目 的 この法人は、有機農業の普及と認証活動に係る事業を行い、環境保全と食の安全に寄与することを目的とする。

北海道告示第1473号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年1月4日までに北海道石狩支庁商工労働観光課に到着することができると提出することができる。

平成13年8月31日

北海道知事 堀 達 也

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームック富士店
千歳市富士4丁目772番2ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
北海道リーシングシステム株式会社 代表取締役社長 堀 澤 勝 巳
札幌市中央区大通西6丁目10番地1
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ホームック株式会社 代表取締役社長 前田 勝 敏
札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番41号
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成14年4月20日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,909㎡
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
152台
イ 駐輪場の収容台数
20台
ウ 荷さばき施設の面積

56㎡

工 廃棄物等の保管施設の容量

34㎡

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び開店時刻

開店時刻 午前9時

開店時刻 午後9時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後9時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

出入口2か所 入口1か所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成13年8月20日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課

北海道石狩支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成13年8月31日（金）から平成14年1月4日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。）

(3) 縦覧時間

午前9時から午後5時15分まで

(4) その他

縦覧については、千歳市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等については千歳市へ問い合わせること。

北海道告示第1474号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。

平成13年8月31日

北海道知事 堀 達 也

成 果 の 名 称	調 査 を 行 っ た 者	調 査 を 行 っ た 地 域	調 査 を 行 っ た 期 間	認 証 年 月 日
戸井町 地籍図・地籍簿	亀田郡 戸井町	字釜谷町の 一部	平成9年4月15日から 平成13年3月6日まで	平成13. 8. 23

北海道告示第1475号				
土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成13年8月21日、天塩川土地改良区の定款の変更を認可した。				
平成13年8月31日				
北海道知事 堀 達 也				

北海道告示第1476号				
土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、和寒土地改良区を行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。				
その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成13年9月4日から20日間、一般の縦覧に供する。				
平成13年8月31日				
北海道知事 堀 達 也				

北海道告示第1477号				
土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（生田地区水田農業経営確立排水対策特別（農業用排水））事業の土地改良事業計画を定めた。				
その関係書類は、北海道胆振支庁に備え置いて、平成13年9月4日から20日間、一般の縦覧に供する。				
平成13年8月31日				
北海道知事 堀 達 也				

北海道告示第1478号				
次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。				
その関係書類は、平成13年9月4日から20日間、一般の縦覧に供する。				
平成13年8月31日				
北海道知事 堀 達 也				

北海道告示第1479号				
土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良事業の土地改良事業計画の変更に同意した。				
平成13年8月31日				
北海道知事 堀 達 也				

大 和	土地改良総合整備 [担い手育成型]（農業用排水、暗さよ、客土、農道、区画整理）	北海道空知支庁
永 山 東	ほ場整備 [担い手育成型]（ほ場整備、農業用排水）	北海道上川支庁
金 富	ほ場整備 [担い手育成型]（ほ場整備、農業用排水）	同
止 別	畑地帯総合整備 [緊急整備型]（農道、土層改良、暗さよ）	北海道網走支庁
西 倉	農免農道整備	同
石 山	同	北海道胆振支庁

北海道告示第1480号				
森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。				
平成13年8月31日				
北海道知事 堀 達 也				

1	保安林予定森林の所在	浦河郡浦河町荻伏町651の1（次の図に示す部分に限る。）
2	指定の目的	土砂の流出の防備
3	指定の作業要件	
(1) 立木の伐採の方法		
ア 主伐は、択伐による。		
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。		
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。		

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及び浦河町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1481号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成13年8月31日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 解除予定保安林の所在 帯広市桜木町428（次の図に示す部分に限る。）
場所
(2) 保安林として指定され 風害の防備
た目的
(3) 解 除 の 理 由 農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び帯広市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 2(1) 解除予定保安林の所在 常呂郡佐呂間町字啓生192の4（次の図に示す部分に限る。）、192の5
場所

- (2) 保安林として指定され 風害の防備
た目的

- (3) 解 除 の 理 由 排水路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道網走支庁経済部林務課及び佐呂間町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 3(1) 解除予定保安林の所在 河西郡中札内村栄東1線625の1（次の図に示す部分に限る。）
場所

- (2) 保安林として指定され 風害の防備
た目的

- (3) 解 除 の 理 由 用水路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び中札内村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1482号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成13年8月31日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 解除に係る保安林の所 上川郡清水町字御影501の2（次の図に示す部分に限る。）
在場所
(2) 保安林として指定され 風害の防備
た目的
(3) 解 除 の 理 由 排水路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び清水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 2(1) 解除に係る保安林の所 河西郡更別村字更南510・字上更別530の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
在場所

- (2) 保安林として指定され 風害の防備
た目的

- (3) 解 除 の 理 由 用水路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び更別村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1483号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成13年8月31日

北海道知事 堀 達 也

- 1 解除予定保安林の所在 歌志内市字歌神104・字神威280（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
場所

- 2 保安林として指定され 土砂の流出の防備
た目的

- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び歌志内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1484号

札幌開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188

号) 第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定による通知があった。

平成13年 8 月31日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 作業種類 公共測量 (3 級基準点)
 - (2) 作業期間 平成13年 5 月31日から10月17日まで
 - (3) 作業地域 恵庭市
- 2(1) 作業種類 公共測量 (3 級基準点)
 - (2) 作業期間 平成13年 8 月6 日から 8 月24日まで
 - (3) 作業地域 長沼町

北海道告示第1485号

石狩川開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定による通知があった。

平成13年 8 月31日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 作業種類 公共測量 (管内河川縦横断面図作成)
 - (2) 作業期間 平成13年 7 月25日から12月25日まで
 - (3) 作業地域 南幌町、長沼町
- 2(1) 作業種類 公共測量 (管内河川縦横断面図作成)
 - (2) 作業期間 平成13年 8 月 1 日から平成14年 3 月18日まで
 - (3) 作業地域 札幌市、江別市

北海道告示第1486号

石狩市長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定による通知があった。

平成13年 8 月31日

北海道知事 堀 達 也

- 1 作業種類 公共測量 (石狩市公共基準点NO15移設)
- 2 作業期間 平成13年 5 月20日から 7 月25日まで
- 3 作業地域 石狩市美登位

北海道告示第1487号

札幌開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法 (昭和24年法律

第188号) 第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定による通知があった。

平成13年 8 月31日

北海道知事 堀 達 也

- 1 作業種類 公共測量 (3 級基準点)
- 2 作業期間 平成13年 4 月18日から 7 月16日まで
- 3 作業地域 札幌市南区常盤

北海道告示第1488号

函館開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定による通知があった。

平成13年 8 月31日

北海道知事 堀 達 也

- 1 作業種類 公共測量 (3 級基準点測量)
- 2 作業期間 平成13年 6 月18日から 8 月20日まで
- 3 作業地域 熊石町

北海道告示第1489号

土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成13年 8 月31日

北海道知事 堀 達 也

- 1 起業者の名称 社会福祉法人 旭川共生会
 - 2 事業の種類 特別養護老人ホーム及び身体障害者療護施設「共生園」整備事業
 - 3 起 業 地 北海道旭川市東旭川町共栄地内
 - (1) 収用 の 部 分 なし
 - (2) 使用 の 部 分 なし
 - 4 起業地を表示する 旭川市役所
- 図面の縦覧場所

北海道告示第1490号

豪雪地帯対策特別措置法 (昭和37年法律第73号) 第14条第 1 項の規定による市道の工事を次のとおり開始する。

平成13年 8 月31日

北海道知事 堀 達 也

- 1 路 線 名 留萌市道西海岸線
- 2 工 事 区 間 留萌市瀬越町93番地先から留萌市沖見町 1 丁目14番地先まで

- 3 工 事 の 種 類 改 築
- 4 工 事 開 始 の 日 平成13年 9 月 5 日

北海道告示第1491号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変

更した。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から
2 週間、一般の縦覧に供する。
平成13年 8 月31日
北海道知事 堀 達 也

1 道路の種類 道道	間 変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	縦 覧 場 所
2 道路の路線名、区域及び縦覧場所 路 線 名 区					
小向元紋別線	紋別市小向405番 2 地先から 紋別市小向762番地先まで	前 21.50m から 33.70m まで 後 23.90m から 47.00m まで	1,113.93 m 1,110.93 m	— —	北海道網走土木現業所
北 見 白 糠 線	常呂郡訓子府町字弥生29番 1 地先から 常呂郡訓子府町字弥生31 番 3 地先まで	前 14.66m から 37.00m まで 後 18.10m から 37.00m まで	420.17 m 420.17 m	— —	同

北海道告示第1492号
公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面
の埋立てを承認した。
平成13年 8 月31日

北海道知事 堀 達 也

- 1 承 認 年 月 日 平成13年 8 月24日
- 2 承認を受けた国の官庁
 - (1) 名 称 農林水産省
 - (2) 住 所 東京都千代田区霞が関 1 の 2 の 1
 - (3) 代表者の氏名 農林水産大臣 武部 勤
- 3 埋 立 区 域

久遠郡大成町字久遠699番地先の公有水面

- (1) 位 置 域
- (2) 区 域

A 区 域

次の①の地点から⑧の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑧

①の地点

久遠漁港原点（北緯42度13分13秒、東経139度50分13秒、X = -
197.591.140、Y = - 34.087.670）から方向角179度04分57秒の方向

143.12 m の地点

- ②の地点 ①の地点から方向角234度17分21秒の方向7.00m の地点
- ③の地点 ②の地点から方向角324度17分07秒の方向5.00m の地点
- ④の地点 ③の地点から方向角54度16分47秒の方向3.10 m の地点
- ⑤の地点 ④の地点から方向角324度17分07秒の方向100.80 m の地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から方向角234度16分47 秒の方向3.10m の地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から方向角324度16分59秒の方向2.26m の地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から方向角54度14分06秒の方向7.00 m の地点
- B 区 域 次の⑨の地点から⑯の地点までを順次に結んだ線及び⑨の地点と⑯
の地点とを結んだ線によって囲まれた区域
- ⑨の地点 久遠漁港原点（北緯42度13分13秒、東経139度50分13秒、X = -
197.591.140、Y = - 34.087.670）から方向角228度55分51秒の方向
82.03m の地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から方向角234度13分55秒の方向6.99m の地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から方向角324度16分26秒の方向2.33m の地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から方向角54度16分47秒の方向3.10m の地点

⑬の地点⑫の地点から方向角324度17分09秒の方向12.80mの地点 ⑭の地点⑬の地点から方向角234度16分47秒の方向3.10mの地点 ⑮の地点⑭の地点から方向角324度17分16秒の方向4.99mの地点 ⑯の地点⑮の地点から方向角5度17分21秒の方向7.00mの地点 (3)面積 A区域444.06㎡ B区域101.22㎡ 計545.28㎡ 4埋立てに関する工事の施行区域 (1)位置久遠郡大成町字久遠699番地先 (2)区域次の④の地点から⑤の地点までを順次に結んだ線及び④の地点と⑤の地点とを結んだ線によって囲まれた区域 ④の地点久遠漁港原点(北緯42度13分13秒、東経139度50分13秒、X = -197,591.140、Y = -34,087.670)から方向角172度24分51秒の方向144.60mの地点 ④の地点④の地点から方向角234度17分07秒の方向70.50mの地点 ⑤の地点⑤の地点から方向角324度17分08秒の方向150.00mの地点 ⑤の地点⑤の地点から方向角54度17分06秒の方向70.49mの地点 (3)面積10,574.86㎡ 5埋立地の用途漁港施設用地									
北海道告示第1493号 都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定により、次に掲げる市町村が決定した都市計画の図書の写しを北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。 平成13年8月31日 都市計画の種類市町村名北海道知事堀達也 札幌圏都市計画地区計画(川北地区)									
北海道告示第1494号 都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次に掲げる市町村が変更した都市計画の図書の写しを北海道建設部都市計画課									
登録番号	登録年月日	住所	氏名又は名称	集荷地域	北海道知事堀達也				
渡島第10号	平成13年8月23日	松前郡松前町字大磯171番地	松前町農業協同組合	厚沢部町					
渡島第11号	平成13年8月23日	上磯郡知内町字重内66	知内農業協同組合	知内農協、今金町					
北海道告示第1495号 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。 平成13年8月31日 北海道知事堀達也 1開発区域又は工区に含まれる地域の名称伊達市長和町809番3のうち、809番5、809番10、809番41 2開発許可を受けた者の住所及び氏名伊達市長和町409番地高橋勲 3開発許可年月日及び番号平成13年4月2日都環第13-1号									
北海道渡島支庁告示第25号 北海道種馬鈴しよ生産販売取締条例(昭和27年北海道条例第67号)第7条第1項の規定により、次のとおり平成13年産から翌々年産までの種馬鈴しよ集荷販売業者の登録をした。 平成13年8月31日 北海道渡島支庁長泉川睦雄									

渡島第12号	平成13年8月23日	上磯郡上磯町飯生1丁目6番8号	上磯町農業協同組合	厚沢部町、八雲町、大樹町、端野町、千歳市
渡島第13号	平成13年8月23日	函館市湯川町3丁目16番9号	函館市農業協同組合	北海道一円
渡島第14号	平成13年8月23日	函館市昭和4丁目42番40号	函館市亀田農業協同組合	大樹町、今金町
渡島第15号	平成13年8月23日	亀田郡大野町本町170	渡島大野農業協同組合	
渡島第16号	平成13年8月23日	亀田郡七飯町字本町311	七飯町農業協同組合	北海道一円
渡島第17号	平成13年8月23日	茅部郡森町字森川町278番地2	渡島森農業協同組合	森町
渡島第18号	平成13年8月23日	山越郡八雲町末広町161番地	北渡農業協同組合	八雲町
渡島第19号	平成13年8月23日	函館市西桔梗町589番地198	株式会社 丸果商事	栗山町、長沼町、由仁町

北海道十勝支庁告示第16号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成13年8月31日

- 北海道十勝支庁長 尾 山 篤 治
- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 河西郡芽室町新生南3線2番地3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 河西郡芽室町東1条2丁目17番地 芽室町農業協同組合 代表理事組合長 矢野 征男
- 3 開発許可年月日及び番号 平成13年3月15日 十建指第12-11号

道教育庁空知教育局告示

北海道教育庁空知教育局告示第4号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成13年8月31日

- 北海道教育庁空知教育局長 戸 塚 隆
- 1 落札に係る物品等の名称及び数量（1月当たり単価） パーソナルコンピュータ 1式 北海道教育庁空知教育局長 戸 塚 隆
- (42台×3校 北海道美唄工業高等学校、北海道滝川工業高等学校、北海道深川東商業高等学校）
- パーソナルコンピュータ 1式
- (4台×1校 北海道夕張高等養護学校）
- 2 落札を決定した日 平成13年7月24日（火）
- 3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 日通商事株式会社

(2) 住 所 東京都千代田区外神田3丁目12番9号

4 落札金額（消費税及び地方消費税を除く。） 月額 720,300円

5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

6 一般競争入札の公告 平成13年北海道教育庁空知教育局告示第3号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁空知教育局企画総務課学校管理係

(2) 所在地 北海道岩見沢市8条西5丁目

札幌市上川教育局告示

北海道教育庁上川教育局告示第7号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成13年8月31日

- 北海道教育庁上川教育局長 河 村 猛 将
- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 北海道名寄農業高等学校実習用備品 24台（19品）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納 入 期 日 平成14年1月31日（水）

(4) 納 入 場 所 北海道名寄農業高等学校農産加工実習棟 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入等の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はあらかじめまでに定めるところにより、2の③及び④に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請をしなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成13年8月31日から9月14日まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079 - 8612 北海道旭川市永山 6 条19丁目303番地 北海道教育庁 上川教育局企画総務課学校管理係 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道旭川市永山 6 条19丁目303番地 北海道教育庁 上川教育局企画総務課学校管理係 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道旭川市永山 6 条19丁目303番地 北海道 上川合同庁舎 3 階302会議室（郵送による場合は、郵便番号 079 - 8612 北海道教育庁 上川教育局企画総務課学校管理係） (2) 入 札 日 時 平成13年10月11日（木） 午前11時（郵送による場合は、平成13年10月10日（水）までに必着のこと。） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭	和5年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道旭川市永山 6 条19丁目303番地 北海道教育庁 上川教育局企画総務課学校管理係 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 10 そ の 他 (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道教育庁 上川教育局企画総務課学校管理係 イ 所 在 地 郵便番号 079 - 8612 北海道旭川市永山 6 条19丁目303番地 電話番号 0166 - 46 - 5111 内線 3117 (4) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。 11 Summary A . Nature and quantity of the products to be procured :
---	---

第1293号

Furniture for the practice at Hokkaido Nayoro agriculture high school 24 units
(19 kinds)
B. Bidding date and time :
11 : 00 A. M. October. 11, 2001
(If mailed, bids must arrive no later than October. 10)
C. Contact
Accounting Division, General Affairs Department,
Kamikawa District Bureau of Education, Hokkaido Government Nagayama 6, 19
Asahikawa, Hokkaido, 079-8612, Japan
Phone : 0166-46-5111 Ext. 3117

北海道教育庁上川教育局告示第8号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成13年8月31日

北海道教育庁上川教育局長 河 村 猛 将

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア パーソナルコンピュータ 97台

イ O.A.ボード 4台

ウ ビデオプロジェクト 19台

エ スクリーン 56台

オ プリンター 25台

カ スキャナー 1台

キ デジタルカメラ 5台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納 入 期 日 平成13年11月15日（木）

(4) 納 入 場 所

ア 北海道旭川北高等学校

イ 北海道旭川商業高等学校

ウ 北海道旭川工業高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入等の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査の申請をしなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成13年8月31日から9月14日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079 - 8612 北海道旭川市永山 6 条19丁目303番地

北海道教育庁上川教育局企画総務課学校管理係

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道旭川市永山 6 条19丁目303番地 北海道教育庁上川教育局企画総務課学校管理係

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道旭川市永山 6 条19丁目303番地 北海道上川合同庁舎

3階302会議室（郵送による場合は、郵便番号079 - 8612 北海道教育庁上川教育局企画総務課学校管理係）

(2) 入 札 日 時 平成13年10月12日（金） 午前11時

（郵送による場合は、平成13年10月11日（木）までに必着のこと。）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

10	(1) 交 付 場 所	北海道旭川市永山 6 条19丁目303番地 北海道教育庁 上川教育局企画総務課学校管理係
	(2) 交 付 方 法	(1)の場所で交付する。
	8 落 札 者 の 決 定 方 法	財務規則第151条第 1 項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
	9 契 約 書 作 成 の 要 否	
	10 そ の 他	
	(1) 開札の時において、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。	
	(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い	
	ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。	
	イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。	
	(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	

11	A . Nature and quantity of the products to be procured : a . Personal computer 97 unit b . OA board 4 unit c . Video projector 19 unit	
	B . Bidding date and time : 11 : 00 A. M. October. 12, 2001 (If mailed, bids must arrive no later than October, 11)	
	C . Contact Accounting Division, General Affairs Department, Kamikawa District Bureau of Education, Hokkaido Government Nagayama 6, 19, Asahikawa, Hokkaido, 079-8612, Japan Phone : 0166-46-5111 Ext. 3117	
	d . Screen 56 unit e . Printer 25 unit f . Scanner 1 unit g . Digital camera 5 unit	
	根室海区漁業調整委員会告示第 4 号 ニシン資源の保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。 平成13年 8 月31日	
	制限の内容 根室支庁管内風蓮湖内の次に掲げる区域において、ニシンを採捕してはならない。	
	2 制限区域 基点 1 から基点46までの各点を順に結ぶ線と基点46と基点 1 を結ぶ線に囲まれた区域	
	基点 1 北緯43度17分43.9秒の線と東経145度22分31.4秒の線との交点	
	基点 2 北緯43度18分02.7秒の線と東経145度21分56.0秒の線との交点	
	基点 3 北緯43度17分59.7秒の線と東経145度21分18.5秒の線との交点	

第1293号

報 公 道 海 北

基点11	北緯43度18分33.3秒の線と東経145度20分14.1秒の線との交点	基点46 北緯43度17分40.6秒の線と東経145度23分07.7秒の線との交点 3 制限期間 平成13年9月20日から12月31日まで
基点12	北緯43度18分48.4秒の線と東経145度19分45.3秒の線との交点	
基点13	北緯43度18分52.4秒の線と東経145度19分13.0秒の線との交点	
基点14	北緯43度19分12.8秒の線と東経145度18分39.1秒の線との交点	
基点15	北緯43度19分19.1秒の線と東経145度18分27.7秒の線との交点	
基点16	北緯43度19分18.9秒の線と東経145度18分11.0秒の線との交点	
基点17	北緯43度19分20.0秒の線と東経145度17分54.9秒の線との交点	
基点18	北緯43度40分01.3秒の線と東経145度19分22.5秒の線との交点	
基点19	北緯43度19分22.0秒の線と東経145度18分22.0秒の線との交点	
基点20	北緯43度19分20.0秒の線と東経145度18分35.9秒の線との交点	
基点21	北緯43度19分08.7秒の線と東経145度18分55.9秒の線との交点	
基点22	北緯43度19分29.9秒の線と東経145度18分41.6秒の線との交点	
基点23	北緯43度19分46.1秒の線と東経145度18分08.2秒の線との交点	
基点24	北緯43度19分48.3秒の線と東経145度17分47.4秒の線との交点	
基点25	北緯43度19分54.1秒の線と東経145度17分13.7秒の線との交点	
基点26	北緯43度19分56.7秒の線と東経145度17分14.0秒の線との交点	
基点27	北緯43度19分52.5秒の線と東経145度17分47.9秒の線との交点	
基点28	北緯43度19分53.2秒の線と東経145度18分12.5秒の線との交点	
基点29	北緯43度19分46.3秒の線と東経145度18分30.4秒の線との交点	
基点30	北緯43度19分36.0秒の線と東経145度18分49.7秒の線との交点	
基点31	北緯43度19分25.1秒の線と東経145度18分58.9秒の線との交点	
基点32	北緯43度19分02.9秒の線と東経145度19分13.1秒の線との交点	
基点33	北緯43度18分57.1秒の線と東経145度20分00.5秒の線との交点	
基点34	北緯43度18分59.5秒の線と東経145度20分02.6秒の線との交点	
基点35	北緯43度18分58.7秒の線と東経145度20分04.1秒の線との交点	
基点36	北緯43度18分55.3秒の線と東経145度20分02.5秒の線との交点	
基点37	北緯43度18分55.1秒の線と東経145度20分07.4秒の線との交点	
基点38	北緯43度18分37.8秒の線と東経145度20分25.0秒の線との交点	
基点39	北緯43度18分14.5秒の線と東経145度20分48.4秒の線との交点	
基点40	北緯43度18分12.7秒の線と東経145度20分56.3秒の線との交点	
基点41	北緯43度18分18.3秒の線と東経145度21分35.7秒の線との交点	
基点42	北緯43度18分18.5秒の線と東経145度22分02.3秒の線との交点	
基点43	北緯43度18分15.3秒の線と東経145度22分17.4秒の線との交点	
基点44	北緯43度18分01.4秒の線と東経145度22分47.7秒の線との交点	
基点45	北緯43度17分53.2秒の線と東経145度22分55.6秒の線との交点	